



平成23年6月28日現在

# 一部負担金等の取扱いについて

## 6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い

平成23年5月2日

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて  
東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について

平成23年5月26日

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(5月診療等分)

平成23年6月14日

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その8)  
(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(6月診療等分)

平成23年6月21日

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その9)  
(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)

平成23年6月28日

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除措置に係る7月1日以降の取扱いの周知について  
東日本大震災による被災者に関する一部負担金等の取扱いについて(周知) より

# 6月までの保険診療

---

- 被保険者証がなくても保険診療が可能
  - 被災者が被保険者証を提示できない場合
    - 患者の申し立てにより、「氏名」「生年月日等」を確認し、「保険診療」として取り扱う。（一部負担金の免除が適用されるケースあり。）
  - 一部負担金等の免除該当と判定した場合
    - 一部負担金等は徴収せずに、「不詳」「災1」「災2」等の必要事項を、レセプトに記載して「10割分」を請求する。
    - 「保険種別の確認事項」を確認しカルテに記載。
      - 社会保険(高齢受給者含む)
        - 氏名・生年月日・住所・連絡先・事業所名
      - 国保(高齢受給者含む)・後期高齢者
        - 氏名・生年月日・住所・連絡先
        - 国保組合の場合は組合名

# 7月からの保険診療にむけて

## ■保険診療を受けるには

### ■7月から被保険者証等の提示が必要

#### ■特例

- 7月以降も保険証なしで受診する場合、6月以前と同様に氏名、生年月日等の確認を行うことで保険診療可。
- 患者さんに対し「被保険者証等の再交付を受ける」よう案内。
- 再交付を受けた後は、保険者番号、記号・番号の連絡をしてもらうよう依頼。

### ■一部負担金の免除を受けようとする患者に対しては、免除証明書の申請(P16, P17, P21)が必要な旨を案内。

# 7月からの保険診療

---

- 一部負担金の免除を受けるには
  - 保険者から交付された「一部負担金等の免除証明書（P18,P22）」を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払が免除。
  - 「免除証明書」が不要となる者（P5）以外で、平成23年6月末まで一部負担金等の支払いを猶予されていた患者さんが、7月以降「免除証明書」を持参されなかった場合には、窓口において一部負担金等を徴収する。
  - その場合、保険者に「免除証明書」の交付申請をするとともに、支払った一部負担金等の還付申請（P19, P20, P23）をするよう患者さんに対し、周知が必要。

# 7月からの保険診療（2）

- 「免除証明書」を発行できない市町村（下記参照）の、国保（高齢受給者含む）または後期高齢者は、被保険者証の提示で、住所等を確認し、一部負担金等は徴収せずに免除扱いとなる。
- 以下の市町村に住所を有する、被保険者については、「免除証明書等」の提示は下記延期予定時期まで不要。

県名	市町村名	免除証明書 延期予定時期
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年8月1日
宮城県	女川町	平成23年10月1日
	南三陸町	平成23年9月1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年8月1日
	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間終了日まで 免除証明書の提示不要

# 7月からの保険診療(3) 一部負担金の免除を受けるには

## ■ 要件(1)

- 災害救助法の適用地域(<sup>※1</sup>東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域(<sup>※2</sup>)の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

## ■ 要件(1)を満たし、下記の要件(2)のいずれかに該当

- 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点(<sup>※4</sup>原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。)に居住しているため、避難を行っている方

※1についてはP8、※2についてはP9、※3については、P10・11、※4については、P12を参照のこと。

# 日レセの入力について(7月～)

---

## ■患者情報の変更が必要です。

■7月からは、原則として免除証明書の提示が無いと、一部負担金の免除が受けられません。

### ■免除証明書の提示を受けた場合

■患者登録画面の公費の種類欄に「962 免除」を入力

※ 一部の地域(市町村国保)のみ猶予が残る可能性もあるが、原則免除とする。

■従って、従来「963 支払猶予」を入力していた患者さんであっても、7月からは「962 免除」を、期限を切って入力しなければなりません。

# 災害救助法の適用地域（東京都を除く）

## 1. 東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域

（東京都除く。）

（平成23年3月24日 18時00分（第11報））

※一部負担金等の支払免除該当地域

岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	はちのへし かみきたぐんおいらせちょう 八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	みとし ひたちし つちうらし いしおかし りゅうがさきし しもつまし じょうそうし 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 ひたちおおたし たかはぎし きたいばらまし かさまし とりでし うしくし 常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、 つくばし ひたちなかし かしまし いたこし ひたちおおみやし かすみ つくば市、ひたちなかし、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみ がうらし さくらがわし かみすし なめがたし ほこたし つくばみらい がうらし、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい し おみたまし ひがしいばらきぐん いばらきまち ひがしいばらきぐん おおあらいまち 東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡 あみまち なかし いなしきぐんみほむら いなしきぐんかわちまち ちくせいし 阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、 いなしきし きたそうまぐんとねまち 稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県	うつのみやし おやまし もおかし おおたわらし やいたし なすからすやまし 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、 さくらし なすしおぼらし はがぐんましこまち はがぐんもてぎまち はがぐん さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡 いちかいまち はがぐん はがまち しおやぐんたかねざわまち なすぐん なすまち 市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、 なすぐんなかがわまち 那須郡那珂川町
千葉県	あさひし かとりし さんむし さんぶぐんくじゅうくりまち ちばし ならしのし 旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、 あびこし うらやすし 我孫子市、浦安市

## 2. 長野県北部の地震に係る災害救助法の適用地域

（平成23年3月12日 17時00分（第1報））

※一部負担金等の支払免除該当地域

長野県	しもみのちぐんさかえむら 下水内郡栄村
新潟県	とおかまちし じょうえつし なかうおぬまぐんつなんまち 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

# 被災者生活再建支援法適用地域

3. 被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、以下の市町村

※一部負担金等の支払免除該当地域

青森県	みさわし さんのへぐんはしかみちよう 三沢市、三戸群階上町
茨城県	こがし ゆうきし 古河市、結城市、
栃木県	あしかがし 足利市、
千葉県	ちようしし いちかわし ふなばしし まつどし なりたし さくらし 銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、 とうがねし やちよし いんざいし とみさとし いんぼぐんしすいまち 東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、 いんぼぐんさかえまち かとりぐんたこまち かとりぐんとうのしょうまち 印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町、 さんぶぐんよこしばひかりまち 山武郡横芝光町

# 原子力災害対策特別措置法適用地域

4. 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域

※一部負担金等の支払免除該当地域

東京電力（株）福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日17時39分)	福島県知事・広野町長・楢葉町長・富岡町長・大熊町長 あて指示
東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日18時25分)	福島県知事・大熊町長・双葉町長・富岡町長・浪江町長 あて指示

(参考：避難指示の対象地域と思われる市町村)

ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならばまち ふたばぐんとみおかまち  
 双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、  
 ふたばぐんおおくままち ふたばぐんふたばまち  
 双葉郡大熊町、双葉郡双葉町  
 みなみそうまし たむらし ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんかわうちむら  
 南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村

5. 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、屋内への退避の解除に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域

※屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、6月までの診療等分について、6月末日まで、一部負担金の支払猶予の該当地域

東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の住民 (平成23年4月22日9時44分)	福島県知事・浪江町長・川内村長・楢葉町長・南相馬市長・田村市長・葛尾村長・広野町長・いわき市長・飯館村長 あて指示
---	---

(参考：屋内退避指示が解除となった市町村)

ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならばまち みなみそうまし たむらし  
 双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、南相馬市、田村市、  
 ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんかわうちむら いわきし そうまくんいいたむら  
 双葉郡葛尾村、双葉郡川内村、いわき市、相馬郡飯館村

6. 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域

※一部負担金等の支払免除該当地域

計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の居住者等 (平成23年4月22日9時44分)	福島県知事・浪江町長・川内村長・楢葉町長・南相馬市長・田村市長・葛尾村長・広野町長・いわき市長・飯館村長・川俣町長 あて指示
---	--

# 計画的避難区域と緊急時避難準備区域

## 【計画的避難区域】

原則としておおむね 1 月程度の間順次当該区域外へ避難のための立ち退きを行うこと

### (対象区域)

ふたばぐんかつらおむら 双葉郡葛尾村、ふたばぐんなみえまち 双葉郡浪江町、ふたばぐんいいでむら 双葉郡飯館村、だてぐんかわまたまち 伊達郡川俣町の一部（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署 1 6 1 林班から 1 6 5 林班まで及び 1 6 7 林班）、南相馬市みなみそうましの一部（原子力災害対策本部長が平成 2 3 年 3 月 1 5 日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル以上 3 0 キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署 2 0 0 4 林班から 2 0 8 7 林班まで、2 0 8 8 林班の一部、2 0 8 9 林班から 2 0 9 1 林班まで、2 0 9 5 林班から 2 0 9 9 林班まで及び 2 1 3 0 林班）であって、平成 2 3 年（2011 年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成 2 3 年 3 月 1 2 日付けで避難のための立ち退きを指示した区域（福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の区域）を除く区域

## 【緊急時避難準備区域】

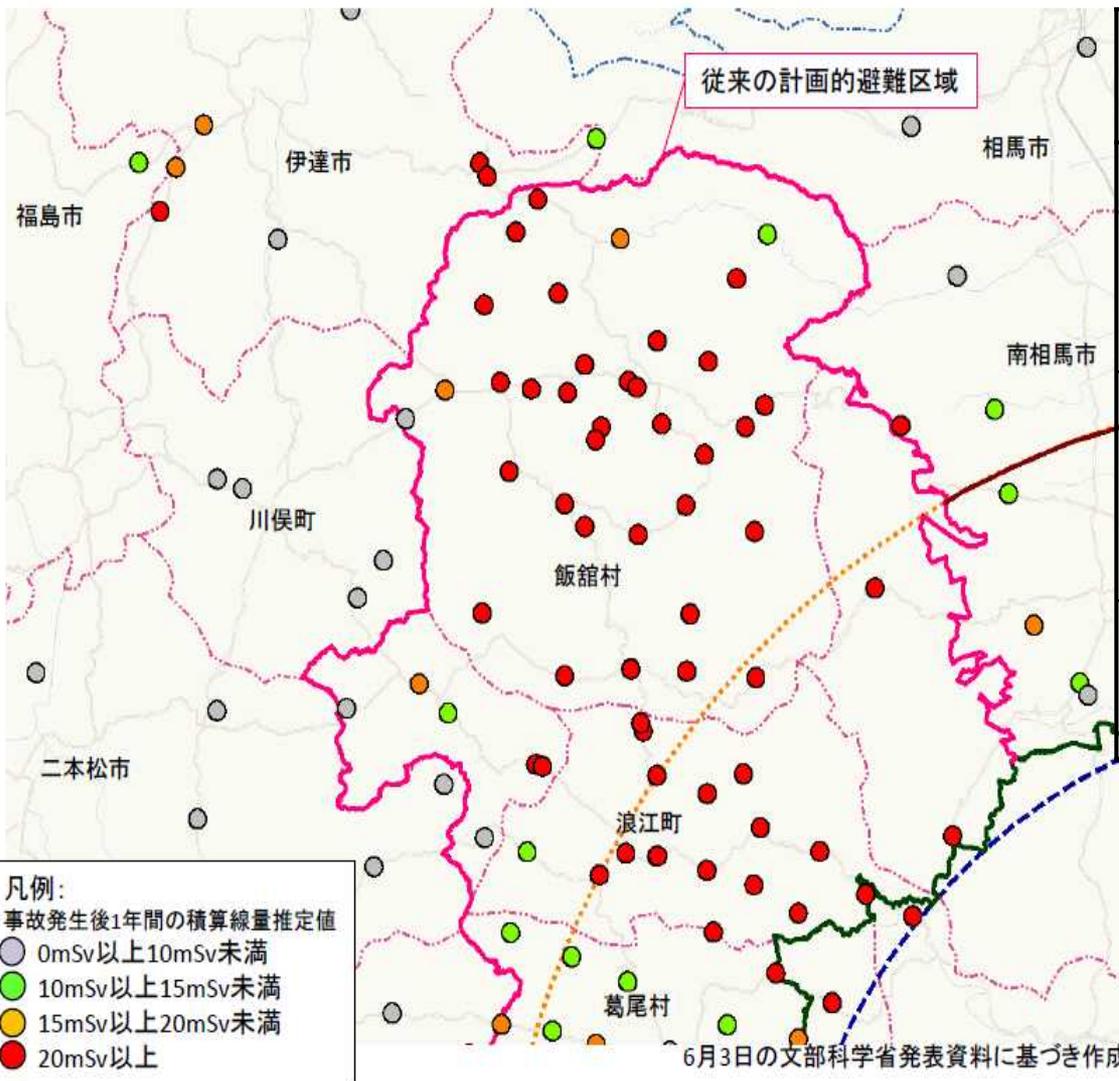
常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない業務等を果たすために当該区域内に入るとは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立ち退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。

### (対象区域)

ふたばぐんひろのまち 双葉郡広野町、ふたばぐんらはまち 双葉郡楢葉町、ふたばぐんかわうちむら 双葉郡川内村、たむらし 田村市の一部（都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署 2 5 1 林班の一部、2 5 2 林班、2 5 3 林班の一部、2 5 8 林班から 2 7 0 林班まで、2 8 3 林班から 3 0 0 林班まで及び 3 0 1 林班から 3 0 3 林班までの一部）及び南相馬市みなみそうましの一部（原子力災害対策本部長が平成 2 3 年 3 月 1 5 日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル以上 3 0 キロメートル圏内の区域）のうち、計画的避難区域を除いた区域）であって、平成 2 3 年（2011 年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成 2 3 年 3 月 1 2 日付けで避難のための立ち退きを指示した区域（福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の区域）を除く区域

# 特定避難勧奨地点

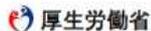
## 計画的避難区域と特定避難勧奨地点について



	計画的避難区域	特定避難勧奨地点
対象となる区域	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域全体に広がりをもって存在	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域の一部に存在(除染が容易でない住居の単位で存在)
安全性の観点	生活全般を通じて20mSvを超える懸念がある	線量の高い地点を離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない
政府の対応	計画的な避難(政府として一律に避難を求める)	注意喚起、情報提供、避難の支援等(政府として一律に避難を求めるものではない)

# 周知用ポスター

医療機関等を受診された被災者の方々へ



平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

(免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定))

(窓口負担が免除される方)

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮城県	女川町
福島県	南三陸町	平成23年 9月 1日
	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた分までとなります。

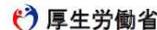
◎ご加入の医療保険の保険者への  
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

平成23年6月28日 発

平成23年6月21日 発

医療機関等を受診された被災者の方々へ



平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

(免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定))

・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(窓口負担が免除される方)

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

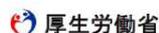
県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮城県	女川町
福島県	南三陸町	平成23年 9月 1日
	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎ご加入の医療保険の保険者への  
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

# 周知用ポスター(旧)

医療機関等を受診された被災者の方々へ



平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっておりますが、平成23年7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。

2. 医療機関等における窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。  
(免除となるのは、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)です。)

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、  
(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ ただし、「以下の市町村の国保に加入されている方」又は、「以下の3県の後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方」については、当分の間、免除証明書は必要ありません。

岩手県(宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町)、宮城県(女川町、南三陸町)、福島県(広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、田村市、南相馬市)

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

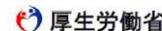
◎ご加入の医療保険の保険者への  
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

平成23年5月23日発

平成23年6月14日発

医療機関等を受診された被災者の方々へ



平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、従来通り窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 医療機関等における窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方は、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

(免除となるのは、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)です。)

免除の要件

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療広域連合にご加入の方で保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、以下の右欄の目から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	女川町	平成23年10月 1日
宮城県	南三陸町	平成23年 9月 1日
	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
福島県	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで免除証明書は不要

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

◎ご加入の医療保険の保険者への  
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

# 様式集

---

平成23年5月2日発

東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて  
(社保)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-att/2r9852000001bg8f.pdf>

(国保・後期高齢者)

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-att/2r9852000001bg9c.pdf>

より

# 免除申請書(社保被災者→保険者)

## 健康保険一部負担金等免除申請書

様式例 1

被保険者証記号	番号
被保険者氏名	男・女 生年月日
被扶養者氏名	男・女 生年月日
免除を申請する理由	東日本大震災により 1 住家が全半壊(全半焼)したため 2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため 3 主たる生計維持者の行方が不明のため 4 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため 5 長期避難世帯となったため 6 その他1～5に準じた事情があるため

※ 申請書の欄には被保険者及び免除対象となる被扶養者を記入して下さい。  
 被保険者が免除対象者とならない場合は次の空欄をチェックして下さい。……………□

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者 (被保険者又は被扶養者)

住所(居所)

氏名

印

健康保険組合理事長 殿  
 (全国健康保険協会〇〇支部長)

※ 下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付できない理由	
住家の被害状況又は生計維持関係の状況	

(申請者の事業主、親類又は知人等関係者の方が記入してください。)

申請者 の申立が正しいことを証明します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

申請者との関係

健康保険組合理事長 殿  
 (全国健康保険協会〇〇支部長)

● 申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

- ① 住家が全半壊若しくは全半焼した場合  
 罹災証明書・被災証明書の写し (罹災証明書の交付を受けることが困難な場合は、仮設住居入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊若しくは全半焼を前提条件とする契約に係る書類)
- ② 主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った場合
  - i 罹災証明書・被災証明書の写し
  - ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書の写し
  - iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し
  - iv 警察の発行する死体検案書の写し
  - v 埋葬許可証の写し
  - vi 罹災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し
- ※ 主たる生計維持者との関係が不明である場合
  - ア 世帯全体の住民票の写し又は被保険者証の写し
  - イ 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合  
 警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
- ④ 長期避難世帯である場合  
 市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている場合、若しくは法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合  
 避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

# 協会けんぽの免除申請書

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/news/detail.1.71518.html>

## 健康保険一部負担金等免除申請書

被保険者証	記号	番号
事業所名	(電話番号)	
被保険者	ふりがな	男・女
氏名	昭和 平成	年 月 日

免除対象者へ に○をしてください (「ア」「イ」)	ア	被保険者(本人)分		
	被扶養者	ふりがな	男・女	昭和 平成
	氏名		年 月 日	
	被扶養者	ふりがな	男・女	昭和 平成
	氏名		年 月 日	
	被扶養者	ふりがな	男・女	昭和 平成
	氏名		年 月 日	
	被扶養者	ふりがな	男・女	昭和 平成
氏名		年 月 日		

免除を申請する理由に○をしてください。

東日本大震災により

1. 住家が全半壊(全半焼)したため
2. 被保険者が重篤な傷病を負ったため
3. 被保険者の行方が不明のため
4. 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため  
(避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された住所)
5. 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯となったため
6. その他1～5に準じた事情があるため

※主たる生計維持者が亡くなられた、若しくは重篤な傷病を負った状態の方、又は行方不明である方については、全国健康保険協会〇〇支部へお問い合わせください。

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者 (被保険者又は被扶養者)

住所(居所)	〒		都道 府県
氏名	印		
電話番号	( )		

全国健康保険協会 〇〇支部長 殿

- ※ 住所(居所)欄には、郵便物を受け取れる住所を記入してください。(免除証明書の送付先となります。)
- ※ 照会を差し上げる場合がありますので、電話番号は携帯電話等連絡可能な番号をご記入ください。
- ※ ご提出の際には、免除を申請する理由に応じて証明書類が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。
- ※ 証明書類の添付が困難な場合は、裏面「申立欄」に記入し、可能な限り事業主、親類、知人等より証明を受けてご提出ください。

※ 下記については、証明書類が添付できない方のみ記入してください。

申立欄	証明書類が添付できない理由
	住家の被害状況又は生計維持関係の状況

(申請者の事業主、親類又は知人等関係者の方が記入してください。)

申請者 〇〇〇〇の申立が正しいことを証明します。

平成 年 月 日

住所	都道 府県
氏名	印
電話番号	( )
申請者との関係	

全国健康保険協会 〇〇支部長 殿

- 申請する際、免除を申請する理由により、以下の書類を添付してください。
  - ① 住家が全半壊若しくは全半焼した場合  
罹災証明書の写し・被災証明書の写し(罹災証明書の交付を受けることが困難な場合  
仮設住宅入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊又は全半焼を前提条件とする契約に関する書類の写し)
  - ② 被保険者が重篤な傷病を負った場合  
罹災により1か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し
  - ③ 被保険者の行方が不明である場合  
警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるものの写し
  - ④ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている場合、若しくは法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合  
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるものの写し
  - ⑤ 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯である場合  
市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

# 一部負担金等免除証明書(社保)

健康保険一部負担金等免除証明書				様式例 2
被 保 険 者 証	記 号		番 号	
被 保 険 者	氏 名	男・女	生年月日	昭・平 年 月 日
	住 所			
免 除 認 定 者	氏 名	男・女	生年月日	昭・平 年 月 日
	住 所			
特 例 の 内 容 及 び 有 効 期 限	<input type="radio"/> 一部負担金の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) <input type="radio"/> 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額の免除 (平成 年 月 日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで)			
上記のとおり証明する。 平成 年 月 日				
保険者番号 保険者名称 保険者所在地				<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>
(注意事項) この証明書は、東日本大震災により被災した被保険者等が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。 また、この証明書の使用にあたり、以下の事項に留意してください。				
1. この証明書の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保管してください。 2. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。 3. 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証明書を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。 4. この証明書の記載事項に変更があったときは、速やかにこの証明書を保険者に差し出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。 5. 不正にこの証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。				

# 一部負担金等還付申請書(社保)

健康保険一部負担金等還付申請書				様式例 4	
被保険者証	記号		番号		
被保険者	氏名	男・女	生年月日	昭・平	. .
	住所				
療養を受けた者	氏名	男・女	生年月日	昭・平	. .
療養を受けた 保険医療機関等	名称				
	所在地				
療養を受けた期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
保険医療機関等に対し支払った 一部負担金等の額					円
還付を申請する理由 (該当する番号に○を付けて下さい)					
1 6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金等を既に支払ったため 2 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため 3 一部負担金等免除証明書の交付が遅れたため 4 一部負担金等の免除申請をすることができなかったため 5 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口に免除証明書の提出ができなかったため ( )					
(注) 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金、入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額のみです。					
以上申請します。					
平成 年 月 日					
申請者 (被保険者又は被扶養者)					
住所 (居所)					
氏名					
印					
健康保険組合理事長 殿					
(全国健康保険協会○○支部長)					

- 一部負担金免除該当者でありながら、一部負担金を払ってしまった患者さんが、払い戻しを受けるために、保険者に提出するための様式

# 一部負担金等還付申請書(協会けんぽ)

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/news/detail.1.71518.html

※ 仕事中や通勤途上でのケガや病気については、原則として健康保険を使用することはできません。

## 健康保険一部負担金等還付申請書

全国健康保険協会 支部 御中 平成 年 月 日 提出

被保険者証 記号	番号	事業所名称	所在地	協会 使用 欄
被保険者(申請者)氏名	フリガナ	被保険者の 生年月日	昭・平	
被保険者(申請者) の住所(居所)	(〒 - )	電話	( )	
療養を受けた方	療養を受けた保険医療機関等 ①	療養を受けた期間	一部負担金額	※ 給付の種別
	名称	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	円	1. 一部負担金 2. 療養費(長期) 3. 療養費(短期)
生年月日: 昭・平	所在地			
療養を受けた方	療養を受けた保険医療機関等 ②	療養を受けた期間	一部負担金額	※ 給付の種別
	名称	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	円	1. 一部負担金 2. 療養費(長期) 3. 療養費(短期)
生年月日: 昭・平	所在地			
療養を受けた方	療養を受けた保険医療機関等 ③	療養を受けた期間	一部負担金額	※ 給付の種別
	名称	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	円	1. 一部負担金 2. 療養費(長期) 3. 療養費(短期)
生年月日: 昭・平	所在地			

(注) 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金、入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額のみです。

還付申請をする理由(該当する番号に○を付けて下さい)					
1 平成23年6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金を既に支払ったため					
2 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため					
3 一部負担金等免除証明書の交付が遅れたため					
4 一部負担金等の免除申請をすることができなかったため					
5 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったため					
( )					
振込希望口座					
金融機関					
銀行 金庫 信託	支店・本 店・出張 所				
信連・信漁連 農協・漁協	本所・支所 本所・支店				
預金 種別	1.普通 2.当座 3.別当	4.通知	口座 番号	口座名義	(フリガナ)

※ 給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に記入してください。

受取代理人の 欄	受取人 情報	受取人 住所	委任者と 代理人 との関係
被保険者 (申請者)	住所 氏名	フリガナ	委託者 との関係
代理人の 氏名と印	(〒 - )	電話	( )
代理人の 住所			

書類受理支部受付印	管轄支部受付印

役 職 階 級	支部長	部長	グループ長	リーダー	係

- 領収証のりつけ位置
- この健康保険一部負担金等還付申請書を提出いただく対象者は次のとおりです。
    - 平成23年3月11日に特定地域に住所を有していた方(同日以降、他の市町村に転出した方も含む)で被災により次のいずれかに該当する方です。
      - 住家が全半壊(全半焼)したため
      - 被保険者が重篤な傷病を負ったため
      - 被保険者の行方が不明であるため
    - 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため
    - 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯となったため
    - その他上記①～③に準じた事情があるため
  - 還付申請する際、下記の書類を添付してください。
    - 保険医療機関等が発行した領収書(原本)
    - 免除証明書の写し

※ 免除証明書の交付を受けられていない方は、「健康保険一部負担金等免除申請書」と併せて次の i～v のいずれかを添付してください。

    - 住家が全半壊若しくは全半焼した場合
 

罹災証明書・被災証明書の写し (罹災証明書の交付を受けることが困難な場合は、仮設住宅入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊又は全半焼を前提条件とする契約に関する書類の写し)
    - 被保険者が重篤な傷病を負った場合
 

罹災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し
    - 被保険者の行方が不明である場合
 

警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるものの写し
    - 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された場合
 

避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるものの写し
    - 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯である場合
 

市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

※ 主たる生計維持者が亡くなられた方、もしくは、重篤な傷病を負った状態の方、または行方不明である方については、全国健康保険協会〇〇支部へお問い合わせください。

# 減免申請書(国保被災者→保険者)

## 国民健康保険一部負担金等免除申請書

(様式2)

被保険者証番号	記号	番号		
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	昭・平 . .
	氏名		性別	男・女
免除を申請する理由	東日本大震災により			
	1 住家が全半壊(全半壊)又はこれに準ずる被災をしたため			
	2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため			
	3 主たる生計維持者の行方が不明のため			
	4 大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止したため			
	5 大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がないため			
	6 福島原発の避難指示地域又は屋内退避指示地域に指定されたため			
	7 福島原発の計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため			

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所  
氏名

印

市 町 村 長 殿  
(国民健康保険組合理事長)

※ 下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付できない理由	
免除措置開始年月日(この欄は記入しないでください。)	

(※欄に記入された方の関係者の方が記入してください。)

申請者 の申立が正しいことを証明します。

平成 年 月 日

住所

氏名

申請者との関係

印

市 町 村 長 殿  
(国民健康保険組合理事長)

● 申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

- ① 住家が全半壊、全半壊又はこれに準じる被災をした場合  
り災証明書・被災証明書
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
  - イ 主たる生計維持者が死亡した場合
    - i り災証明書・被災証明書
    - ii iにその旨の記載がない場合は、死亡診断書
    - iii iiのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書
    - iv 警察の発行する死体検案書
  - ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合  
医師の診断書
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合  
警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
- ④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は退職し、現在収入がない場合
  - i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出される廃業届、異動届の写し等)
  - ii 事業主等による証明書(公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。)
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合  
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

# 一部負担金等免除証明書(国保)

(様式3)

## 国民健康保険一部負担金等免除証明書

被保険者証	記号	番号	
被保険者氏名	男・女	生年月日	昭・平
世帯主氏名 又は 組合員氏名	男・女		
住所			
特例の内容 及び 有効期間	<input type="radio"/> 一部負担金の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) <input type="radio"/> 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)		

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市 町 村 長 印  
(国民健康保険組合理事長)

この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

# 一部負担金等還付申請書(国保)

国民健康保険一部負担金等還付申請書				(様式4)	
被保険者証記号			番号		
世帯主 (組合員)	氏名	男・女	生年月日	昭・平	. .
	住所				
療養を受けた者	氏名	男・女	生年月日	昭・平	. .
療養を受けた保険医療機関等	名称				
	所在地				
療養を受けた期間	平成	年	月	日	～平成
療養に対し支払った一部負担金等の額					円
還付を申請する理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金等を既に支払ったため</li> <li>一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため</li> <li>免除証明書の交付を受けることが遅れたため</li> <li>その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったため</li> </ol> ( )				
(注) 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額のみです。					
以上申請します。 平成 年 月 日					
				申請者	
				住所	
				氏名	
				印	
市 町 村 長 殿 (国民健康保険組合理事長)					

- 一部負担金免除該当者でありながら、一部負担金を払ってしまった患者さんが、払い戻しを受けるために、保険者に提出するための様式

# 介護サービス利用料の免除 について

## 6月サービス分及び7月以降のサービス分の取扱い

---

平成23年5月16日

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について  
東日本大震災による被災者に係る利用料等の取扱いについて

平成23年5月27日

東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求等の取扱いについて(5月サービス提供分)

平成23年5月30日

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(5月サービス提供分)

平成23年6月10日

一部の市町村に住所を有する介護保険の被保険者に係る免除証明書等の取扱い等について

平成23年6月17日

東日本大震災に伴う高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用等について

平成23年6月21日

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(6月サービス提供分)

平成23年6月30日

東日本大震災により被災した被保険者に対する利用者負担の免除等の措置に係る7月1日以降の取扱いの周知について

# 6月までの介護サービス利用料

---

- 被保険者証なしでの介護サービスの利用・利用料等の支払免除を継続
  - 6月末まで
  - 被災者が被保険者証を提示できない場合
    - 氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様の介護サービスを利用することが可能。
    - 現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能。

# 7月からの介護サービス利用料

---

- 介護保険の利用料の免除を受けるには
  - 利用料免除証明書(免除証明書)と被保険者証の提示が必要
  - 免除該当の要件
    - P6と同等の要件
  - 免除証明書の様式
    - 利用料免除証明書
      - 各市町村において用いられているものを利用
    - 介護保険施設等における食費・居住費減免認定証
      - P32の様式を参照
  - 特例
    - 免除証明書を発行することが、困難である旨の申出を行った市町村(P28)の免除対象者は、被保険者証のみの提示でサービス利用料の免除が受けられる。
    - 介護サービス利用料の猶予を受けようとする患者に対しては、免除証明書の申請(P31)が必要な旨を案内。

# 免除・猶予等の特例措置

---

- 介護サービス利用料等の支払いの免除期間
  - 平成24年2月29日まで
  - ただし、食費及び居住費等に関する補助については平成23年8月31日までを予定。
- レセプトの記載方法は6月サービス提供分までと同じ。
  - 通常サービス提供分は、電子レセプトで提出
  - 災害該当レセプトは紙で提出

# 利用料免除証明書を発行できない市町村

H23.06.10 一部の市町村に住所を有する介護保険の被保険者に係る免除証明書等の取扱い等について

- 平成23年6月末までに利用料免除証明書（以下「免除証明書」という。）の発行が困難である一部の市町村に住所を有する介護保険の被保険者に限り、同年7月1日以降も当分の間、被保険者証を提示し、被災した旨を申し立てることにより、利用料の支払いを猶予する。
- 被保険者の、免除証明書の提示が必要となる時期については、下記のとおり。

県名	市町村名	延期予定時期
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年8月1日
	宮古市	平成23年9月1日
宮城県	女川町、東松島市	平成23年8月1日
	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成23年9月1日
	石巻市、南三陸町	平成23年10月1日
福島県	郡山市、南相馬市	平成23年8月1日
	白河市	平成23年9月1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間終了日まで 免除証明書の提示不要

# 食費・居住費減免認定証を発行できない市町村

H23.08.17 東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期限の延期期間の変更について

- 認定証等の有効期限は、認定の発効日又は適用開始日（以下「発効日等」という。）の属する年度の翌年度の6月末日までとなっているが、東日本大震災により、市町村の行政機能に障害がある場合等、やむを得ない理由により認定証等の交付手続きを行うことができない下表に定める市町村においては、認定証等の有効期限を別表に定める期間延長することができる。

県名	市町村名	延期期間
岩手県	釜石市、大船渡市、山田町	平成23年7月31日
	<b>陸前高田市</b>	<b>平成23年 9月30日</b>
	宮古市	平成23年8月31日
	大槌町	平成23年10月31日
宮城県	気仙沼市	平成23年8月31日
	石巻市、東松島市、南三陸町	平成23年9月30日
	女川町	平成23年11月30日
福島県	南相馬市	平成23年9月30日
	広野町、楡葉町、大熊町	平成23年10月31日
	富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	平成23年12月31日

平成23年7月1日から介護保険施設、介護事業所等での取扱いが下記のように変わります。

1. 介護サービスを受ける際には、介護事業所等に「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 利用者負担等が免除等となるためには、利用者負担の「免除証明書」等の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、利用者負担の免除証明書等の提示が必要となりますので、市町村(保険者)に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(介護保険施設等の食費・居住費等の減免は平成23年8月31日までを予定)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った方は、支払った利用者負担等の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(利用者負担が免除される方)

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を負い、若しくは長期間入院し収入が減少した方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、以下の市町村の方は、右欄の日から免除証明書等の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮古市	平成23年 9月 1日
宮城県	女川町、東松島市	平成23年 8月 1日
	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成23年 9月 1日
	石巻市、南三陸町	平成23年 10月 1日
福島県	郡山市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	白河市	平成23年 9月 1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎市町村への保険証や免除証明書等の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、市町村の窓口をお願いします。

# 周知用ポスター

平成23年6月30日

東日本大震災により被災した被保険者に対する利用者負担の免除等の措置に係る7月1日以降の取扱いの周知について

# 食費・居住費減免申請書

介護保険施設等における食費・居住費減免申請書

(様式3)

被保険者証番号			
被保険者	住所	生年月日	明・大・昭 .
	氏名	性別	男・女
介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合	施設名		
	施設の所在地		
	入所・入院した日		

以上申請します。

平成 年 月 日

申請者

住所  
氏名

印

市 町 村 長 殿

○申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

- ① 氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地を証する書類
- ③ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合にあつては、入所し、又は入院した年月日を証する書類
- ④ 介護保険負担限度額認定証（これを有する場合に限る。）

- 厚生労働省の標準様式
- 各市町村においては異なる場合もある

# 食費・居住費減免認定証

(様式2)

介護保険施設等における食費・居住費減免認定証

被保険者番号			
被保険者氏名	男・女	生年月日	明・大・昭
住 所			
有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市 町 村 長 印

この認定証は、東日本大震災により被災した被保険者が介護保険施設等における食費・居住費の減免措置を受けられることを証明するものです。

1. 介護サービス事業者に対し、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

- 厚生労働省の標準様式
- 各市町村においては異なる場合もある

# 参考

## 概算請求届け(5月診療分)

---

### 付録

平成23年6月診療等分(7月提出分)に係る診療報酬等の請求については、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとし、介護および障害児施設給付費においては、6月サービス提供分も概算請求が可能となっています。

# 概算請求届け(医科)

平成23年5月26日 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(5月診療等分)

(別紙)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による  
診療報酬請求に関する届出書(平成23年5月診療分)

保険医療機関コード

下記のア及びイに該当するため、5月診療分について東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいため、次のように届け出ます。

平成 年 月 日

保険医療機関等の  
所在地及び名称 :

開設者名・事業者氏名 : 印

審査支払機関 殿

ア 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する医科に係る保険医療機関であって、平成23年3月12日以降に診療を行い、3月診療分(4月提出分)について、3月一ヶ月分を通して概算による請求を行い、さらに、4月診療分(5月提出分)について4月一ヶ月分を通して概算による請求を行った医療機関であること

イ 保険医療機関の状況に鑑み、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること

平成23年5月の診療実日数を記入すること。

[入院・外来別診療実日数]

(外来診療実日数)

\_\_\_\_日間

(入院診療実日数)

\_\_\_\_日間

- 以下の2項目に該当する医療機関
  - 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する。
  - 平成23年3月診療分・4月診療分のいずれも、一ヶ月分を通して概算請求を行っている。
- 上記に該当しない保険医療機関の場合
  - 審査支払機関に相談が必要。
  - やむを得ない事情により通常の手続きによる請求を行うことが困難で、平成23年5月診療分(6月提出分)に係る診療報酬等の請求について、概算による請求を希望する保険医療機関。

# 労働者災害補償保険診療費特例請求書

平成23年5月26日 東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について(5月診療分)

(別紙)

## 労働者災害補償保険診療費特例請求書(平成23年5月診療分)

平成23年5月26日付け基労補発0526第1号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について(5月診療分)」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成22年11月から平成23年1月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成23年\_\_月\_\_日

労災保険指定医療機関の番号 \_\_\_\_\_

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 ( - )

住所(所在地) \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

責任者氏名 \_\_\_\_\_

印

電話番号 ( - - )

(署名又は記名押印)

\_\_\_\_ 労働局長 殿

### <特例請求の要件>

災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する労災保険指定医療機関(医科)であって、3月診療分(4月提出分)について3月の1か月分を通して特例による請求を行い、さらに、4月診療分(5月提出分)について4月の1か月分を通して特例による請求を行った労災保険指定医療機関のうち、5月診療分(6月提出分)においても通常の手続きによる請求を行うことが困難であること。

### 平成23年5月の診療実日数(記入をお願いします。)

・入院診療実日数 \_\_\_\_\_日間

・外来診療実日数 \_\_\_\_\_日間

- 以下の2項目に該当する労災指定医療機関
  - 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する。
  - 平成23年3月診療分・4月診療分のいずれも、一ヶ月分を通して概算請求を行っている。

# 概算請求届け(介護関連)

平成23年5月30日 東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(5月サービス提供分)

(別紙)

東日本大震災に関する概算による  
介護報酬等請求に関する届出書(平成23年5月介護サービス提供分)

<b>事業所番号</b>	
東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、5月介護サービス提供分について、概算による介護報酬の請求を行います。	
平成 年 月 日	
請求事業所等 所在地及び名称:	
開所日:	
開設者名・事業者氏名:	印
審査支払機関	殿
記	
災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在し、3月12日以降のサービス提供分及び4月サービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等であって、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合であること。	

## ■ 請求可能な介護サービス事業所等

- 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在。
- 平成23年3月12日以降にサービス提供を実施。
- 平成23年3月・4月サービス提供分のいずれも、一ヶ月分を通して概算請求を行っている。

## ■ 上記に該当しない介護サービス事業所等の場合

- 国保連合会に相談が必要。
- やむを得ない事情により通常の手続きによる請求を行うことが困難で、平成23年5月サービス提供分(6月提出分)に係る診療報酬等の請求について、概算による請求を希望する介護サービス事業所等。

# 概算請求届け(介護関連)

平成23年5月27日 東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求等の取扱いについて(5月サービス提供分)

(別紙)

東日本大震災に関する概算による介護給付費等  
及び障害児施設給付費等の請求に関する届出書  
(平成23年5月サービス提供分)

事業所番号

東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、5月サービス提供分について、概算による介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求を行います。

平成 年 月 日

請求事業所等  
所在地及び名称:

開設者名・事業者氏名 : 印

国民健康保険団体連合会 殿

災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する障害福祉サービス等の事業所であって、平成23年3月12日以降にサービス提供を行い、5月サービス提供分について、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること

## ■ 請求可能な障害福祉サービス等の事業所

- 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在。
- 平成23年3月12日以降にサービス提供を実施。

# 概算請求届け(介護関連)

平成23年6月21日 東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(6月サービス提供分)

(別紙)

東日本大震災に関する概算による  
介護報酬等請求に関する届出書(平成23年6月介護サービス提供分)

事業所番号

東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、6月介護サービス提供分について、概算による介護報酬の請求を行います。

平成 年 月 日

請求事業所等  
所在地 及び 名称 :

開設者名・事業者氏名 : 印

審査支払機関 殿

記

災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在し、3月12日以降のサービス提供分、4月サービス提供分及び5月サービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等であって、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合であること。

- 請求可能な介護サービス事業所等
  - 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在。
  - 平成23年3月12日以降にサービス提供を実施。
  - 平成23年4月・5月サービス提供分のいずれも、一ヶ月分を通して概算請求を行っている。
- 上記に該当しない介護サービス事業所等の場合
  - 国保連合会に相談が必要。
  - やむを得ない事情により通常の手続きによる請求を行うことが困難で、平成23年6月サービス提供分(7月提出分)に係る診療報酬等の請求について、概算による請求を希望する介護サービス事業所等。

# 概算請求届け(介護関連)

平成23年6月20日 東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求等の取扱いについて(6月サービス提供分)

(別紙)

東日本大震災に関する概算による介護給付費等  
及び障害児施設給付費等の請求に関する届出書  
(平成23年6月サービス提供分)

事業所番号	
-------	--

東日本大震災に関し、下記の要件に該当するため、6月サービス提供分について、概算による介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求を行います。

平成 年 月 日

請求事業所等  
所在地及び名称：

開設者名・事業者氏名 印

国民健康保険団体連合会 殿

災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する障害福祉サービス等の事業所であって、平成23年3月12日以降にサービス提供を行い、6月サービス提供分について、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること

## ■ 請求可能な障害福祉サービス等の事業所

- 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在。
- 平成23年3月12日以降にサービス提供を実施。

# 震災関連通知の情報入手先

日本医師会

全般：<http://www.med.or.jp/etc/eq201103/>

診療報酬：<http://www.med.or.jp/etc/eq201103/hoken/index.html>

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>

支払基金

<http://www.ssk.or.jp/oshirase/110315oshirase.html>

---

本内容は平成23年6月28日時点の情報です。  
情報は日々更新されます。上記のWebサイト等から  
最新の情報を入手してください